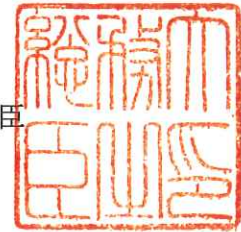


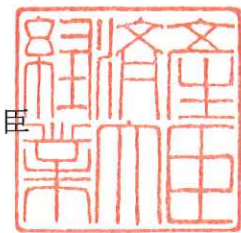
総統経第47号
20190314統第1号
平成31年3月28日

各 位

総 務 大 臣



経 済 産 業 大 臣



経済構造実態調査の事前周知について（依頼）

日頃より政府が実施する各種統計調査に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、総務省・経済産業省は、既存の統計調査（商業統計調査、特定サービス産業実態調査及びサービス産業動向調査（拡大調査））を統合・再編した「**経済構造実態調査**」を創設しました。

「経済構造実態調査」は、製造業及びサービス産業における付加価値等の構造を明らかにするため、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査（基幹統計調査）として本年初めて実施し、以降、毎年6月1日を期日として、企業・事業所や団体を対象として実施いたします。

その調査結果は、国民経済計算（特にGDP統計）の精度向上への寄与のほか、より正確な景気判断や効率的な行政施策の立案、実施のための基礎資料や、企業経営の参考資料など、広く利活用されることが期待されます。

「経済構造実態調査」は新しい統計調査であることを踏まえ、調査のより円滑な実施に向け、その趣旨・必要性について広く御理解いただきたく、貴団体のホームページや機関誌（紙）への記事・広告の掲載等を通じまして、貴団体に属する各企業に対して御周知いただきますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

総務省統計局統計調査部経済統計課

TEL：03-5273-1165（直通）